

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告示

告示

○市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更認可

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

○保安林の指定予定

○下水を排除及び処理すべき区域等

○優良映画等の推奨

○都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課

○都市計画の案

○都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

○管理処分計画の変更

○都市整備局市街地整備部再開発課

規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第十号

東京都児童育成手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童育成手当に関する条例施行規則（昭和五十七年東京都規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「又は第十号の二」を、「、第十号の二又は第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を、「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都児童育成手当に関する条例施行規則第四条第二項の規定は、令和八年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

告示

東京都告示第四百一十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

三菱地所株式会社

二 事業施行期間

令和三年二月十九日から令和八年九月三十日まで

三 施行地区

千代田区内神田一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

千代田区大手町一丁目一番一号大手町パークビル4階

六 施行認可の年月日

令和三年二月十九日

七 変更の内容

事業施行期間を令和九年五月三十一日まで延長する。

八 規準及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年二月十八日

東京都告示第四百一十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和五年九月十三日から令和十六年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区大山町地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区大山金井町五十六番九号T Mビル三階

令和五年九月十三日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年二月十八日

●東京都告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町海澤字花さくら二二六番（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第三号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水を除く。）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

一 供用及び処理開始年月日

令和八年二月二十六日

二 下水（雨水を除く。）を排除及び処理すべき区域

別表のとおり

三 排水施設的位置

四 分流式又は合流式の別

五 終末処理場の位置及び名称

別表

別表

区名	町名	街区符号又は地番
		一部告示区域

江東区 有明一丁目 三番、四番、八番及び十三番

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和八年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

五〇二 映画 アメリカと雨の物語
マイリス・ヴァラード、リアン・チー、ヨー・ハンと認める。

五〇三 映画 私たちの話
ホン・ホー、同右

ジャクリー、ン・リユー、アダム・ウオン

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、秋多摩市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和八年二月十八日

東京都知事 小 池 百合子

<p>一 都市計画の種類 秋多都市計画区域区分 市街化区域 追加する部分 あきる野市上代継字遠野喜場及び字豊原並びに下代継字遠野木場及び字豊原各地内 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及びあきる野市役所 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和八年二月十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画用途地域 第一種中高層住居専用地域 削除する部分 世田谷区松原三丁目地内</p>	<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及びあきる野市役所 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>四 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p>	<p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及びあきる野市役所 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>四 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p>
<p>管理処分計画の変更について</p> <p>東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和八年二月十八日</p> <p>東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業 施行者 東京都 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 第二種市街地再開発事業の名称 区第二種市街地再開発事業</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p>	<p>管理処分計画の変更について</p> <p>東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和八年二月十八日</p> <p>東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業 施行者 東京都 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 第二種市街地再開発事業の名称 区第二種市街地再開発事業</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p>	<p>二 縦覧場所 世田谷区松原三丁目及び足立区千住旭町各地内 追加する部分 世田谷区松原三丁目及び足立区千住旭町各地内</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>四 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p>
<p>事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所 港区高輪二丁目の一部</p>	<p>事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所 港区高輪二丁目の一部</p>	<p>事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所 港区高輪二丁目の一部</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

